

認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人 アジア文化振興協会	実績判定期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（下記注意事項参照）において5分の1（20％）以上であること。			チェック欄 ✓
		実績判定期間	
経常収入金額（㊸の金額）		①	18,571,985円
総収入金額		㊸	18,769,910円
控除金額	国の補助金等の金額（㊸欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㊸	0円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊸	0円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊸	0円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊸	0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）①欄の「（ ）」）	㊸	0円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊸	175円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）②欄）	㊸	197,750円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊸	0円
差引金額（㊸－㊸－㊸－㊸－㊸－㊸－㊸－㊸－㊸）		㊸	18,571,985円 ⇨①
寄附金等収入金額（㊸の金額）		②	12,801,034円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）④欄）		㊸	13,144,133円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊸	1,366,174円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊸	175円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）②欄）	㊸	197,750円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊸	0円
差引金額（㊸－㊸－㊸－㊸－㊸）		㊸	11,580,034円
会費収入（㊸欄と付表2（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額）		㊸	0円
国の補助金等の金額（㊸欄の金額を限度とする。）		㊸	1,221,000円
合計金額（㊸＋㊸＋㊸）		㊸	12,801,034円 ⇨②
基準となる割合（②÷①）		③	68.92%

（注意事項）

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていない場合は、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- ③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1（相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会	実績判定期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
-----	-------------------------	--------	--------------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	㊸	13,144,133 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	㊹	0 円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（ $(\text{㊸}-\text{㊹}) \times 10\%$ ））	㊺	1,314,413 円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（ $(\text{㊸}-\text{㊹}) \times 50\%$ ））	㊻	6,572,066 円

2 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

㊸のうち寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金の額	㊼	197,750 円
---	---	-----------

3 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

寄附金の合計額が20万円以上の役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㊺（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については㊼）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①-②）
		() 1,995,000 円	() 1,314,413 円	() 680,587 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	㊽	() 1,995,000 円	() 1,314,413 円	() 680,587 円
㊼欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	㊾	() 6,929,472 円	() 6,929,472 円	() 0 円
	㊿欄以外の者	㊿	() 4,021,736 円	() 3,336,149 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	㊿	() 175 円		
休眠預金等交付金関係助成金	㊿	() 0 円		
合 計（㊽+㊾+㊿+㊿+㊿）	㊿	() 12,946,383 円		() 1,366,174 円

（注意事項）

①～③の各欄の「（ ）」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2(相対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会	実績判定期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
-----	-------------------------	--------	--------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている	定款第8条の規定に基づき、2022年度総会で会員規定を決議した。会員規定では「入会金徴収しない。会費は、個人会員は1口月5,000円以上の当法人が指定する選択金額、法人会員は1口年2万円以上の自由金額とする。金額及び口数は会員が選択できる。」と定めた。	はい ☒ いいえ ☐
ロ	社員(役員等を除く。)の数が20人以上である	社員名簿に13名登載(うち役員3名、役員親族1名)(令和7年3月31日現在)	はい ☐ いいえ ☒

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額		①	円
共益的活動の割合(第2表③欄)		②	%
①から控除する金額(①×②)		③	円
差 引 金 額 (①－③)		④	円

↓

第1表(相対値基準・原則用)⑦欄又は、
第1表(相対値基準・小規模法人用)②欄へ

(注意事項)

- 社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会		チェック欄																		
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			○																		
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">実績判定期間</td> </tr> <tr> <td>すべての事業活動に係る金額等</td> <td>① (指標) 14,820,973 円</td> </tr> <tr> <td>①のうちイ～ニの活動に係る金額等</td> <td>② 0 円</td> </tr> <tr> <td>イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td>①a 0 円</td> </tr> <tr> <td>イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td>①b 0 円</td> </tr> <tr> <td>ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td>①c 0 円</td> </tr> <tr> <td>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td>①d 0 円</td> </tr> <tr> <td>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td>①e 0 円</td> </tr> <tr> <td>合 計 (a+b+c+d+e)</td> <td>①f 0 円 ⇒②へ</td> </tr> </table>				実績判定期間		すべての事業活動に係る金額等	① (指標) 14,820,973 円	①のうちイ～ニの活動に係る金額等	② 0 円	イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①a 0 円	イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	①b 0 円	ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	①c 0 円	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	①d 0 円	ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	①e 0 円	合 計 (a+b+c+d+e)	①f 0 円 ⇒②へ
実績判定期間																					
すべての事業活動に係る金額等	① (指標) 14,820,973 円																				
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	② 0 円																				
イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①a 0 円																				
イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	①b 0 円																				
ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	①c 0 円																				
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	①d 0 円																				
ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	①e 0 円																				
合 計 (a+b+c+d+e)	①f 0 円 ⇒②へ																				
<table border="1"> <tr> <td>基準となる割合 (②÷①)</td> <td>③ 0 %</td> </tr> </table>				基準となる割合 (②÷①)	③ 0 %																
基準となる割合 (②÷①)	③ 0 %																				

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
㉖	2023年4月1日～2024年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%	
㉗	2024年4月1日～2025年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%	
㉘	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
㉙	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
㉚	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
㉛	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		5人	0人	0%	0人	0%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第28条1項に「各正会員の表決権は、平等なるものとする。」と規定		いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☒ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい ・ いいえ	☒ はい ・ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	☒ はい ・ いいえ

㊸ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	申請時
費途が明らかなでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㊸～㊻」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㊻」、「㊼」及び「㊽」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定のよう」に記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㊸」から「㊻」については、イに記載する各期間（「㊸」から「㊻」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㊸」から「㊻」については、イに記載する各期間（「㊸」から「㊻」）を示したものです。	

記帳書類の添付

○ ニにおいて、「費途が明らかなでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかなでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかなでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		5人	5人	人	人	人	人	5人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	人	人	人	人	0人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
楊 森		理事		○	○					○	2010年10月19日就任
石川 憲彦		理事		○	○					○	2010年10月19日就任
中村 安秀		理事		○	○					○	2020年9月12日就任
田畑 智砂		理事		○	○					○	2020年9月12日就任
植松 眞理子		監事		○	○					○	2019年5月15日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（ソリマチ社／会計王NPO法人スタイル）使用ルーズリーフ	月に一回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（ソリマチ社／会計王NPO法人スタイル）使用ルーズリーフ	月に一回	7年
賃金台帳	給与ソフト（ソリマチ社／給与王）使用ルーズリーフ	月に一回	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	14,820,973 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	14,820,973 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	13,144,133 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	13,144,133 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会				
役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。 （注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 2 ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 3 ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 4 ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（口を除く。）					
氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	2023年4月1日 ～ 2026年3月 10日	5,730,000 円
			給与	2023年4月1日 ～ 2026年3月 10日	
			給与	2023年4月1日 ～ 2025年1月 31日	
			給与	2024年2月1日 ～ 2024年3月 31日	
			給与	2024年6月1日 ～ 2026年3月 10日	
			給与	2023年4月1日 ～ 2024年3月 31日	
			給与	2023年4月1日 ～ 2023年4月 30日	
			給与	2023年4月1日 ～ 2023年6月 30日	
（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。					
ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額					
集計期間	2023年4月1日 ～ 2026年3月10日				
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額				
14 人	6,119,227 円				

（注意事項）

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等
(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会				
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 ^(注) にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。					
(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。					
① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係					
② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係					
③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係					
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
		金銭の借入れ	2024年9月19日	1,000,000円	利息なし 返済期限は協議によって定める
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		事務所賃貸	2023年4月1日～ 2026年3月10日	284,190 円	通信費以外無償貸与
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

第4表付表2（次葉）

（注意事項）

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第 5 表)

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		✓

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同	意
		☒ する	☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会
-----	-------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 ✓				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 ✓						
事業年度		4月1日～3月31日		設立年月日		2010年10月19日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人 アジア人文文化交流促進協会
-----	-------------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額
1. 情報提供・相談 窓口事業 (外国に ルーツを持つ人々 やそれに関わる 人々に対して、幅 広く情報提供、ま たは相談窓口、交 流体験、教育的サ ービスを行う)	・外国人住民相談窓口 ・留学生向けに就職相談 ・外国にルーツあるこども向け学習支援	通年	東 京 を 中 心 の 都 道 府 県 域	2人	日本に暮らす外国人住民、留学生60人	350千円
2. 人文文化体験 支援事業 (多文化 間の相互理解を促 進するための人文 文化体験、交流プ ログラムを提供す る)	・おとなりさん・ファミ リーフレンド・プログラ ム」 ・スポットおとなりさ ん」の運営	通年	東 京 を 中 心 の 都 道 府 県 域	10人	日本に暮らす外国人住民、留学生など600人	6500千円
3. 外国にルーツ を持つ人々、難民・ 難民申請者、避難 民への生活及び仕 事面の総合支援事 業 (緊急支援、情報 提供、コミュニケ ーションサポー ト、就学や就職の 促進活動などを行 う)	ウクライナ避難民 、アフガニスタンなどの 難民に対して、定住、学 校、日本語学習、生活定 着	通年	東 京 を 中 心 の 都 道 府 県 域	7人	避難民20人	450千円